

問 国民年金にはどんな人が加入するの？

答 国民年金には、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。職業によって次の3つの種類（被保険者）に分けられます。

- ①第1号被保険者＝学生、フリーアルバイト、自営業者など（第2号・第3号以外の人）は収入の有無に関わらず第1号被保険者になります。
- ②第2号被保険者＝会社員や公務員など
- ③第3号被保険者＝第2号被保険者に扶養されている配偶者

問 年金って若いときにも関係あるの？

答 関係あります。国民年金は老後の年金だけでなく、病気やけがで障害が残ったときにも、障害基礎年金が支給されます。交通事故やけがなど、万一のときに、生活の支えになるのが障害基礎年金です。また、一家の働き手が亡くなったとき、残された妻子を支える遺族基礎年金もあります。

問 保険料はいくら？どうやって納めるの？

答 第1号被保険者の保険料は、1か月13,860円（平成18年度額）です。社会保険庁から送られてくる納付書で、金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。口座からの引き落としもできます。

問 将来国民年金が、破綻する心配はないの？

答 国民年金などの公的年金制度は、国が責任をもって運営しています。また、働く世代が高齢者世代を支える仕組みを続けており、日本の経済社会が存続する限り、決して破綻することはありません。「自分が年をとったときには年金がもらえない」といううわさに振り回

老齢年金受給者の皆さんへ～源泉徴収票が送付されます～

老齢の年金を受けている人、社会保険業務センターから『公的年金等の源泉徴収票』が1月末までに送付されます。源泉徴収票に記載されている平成18年中の支払金額は、介護

されず、着実に保険料を納めましょう。

問 収入がなくて保険料を納められないんだけど？

答 学生であれば、在学中の保険料が後払いできる学生納付特例制度があります。学生でないかたも保険料の免除や納付猶予を受けられる制度があります。いずれも前年所得による審査があります。納められないときはそのままにせず、まずはご相談ください。

問い合わせ 熊谷社会保険事務所（☎522-5211）、保険年金課（☎574-6641）、岡部市民環境課（☎585-2213）、川本市市民環境課（☎583-2783）、花園市民環境課（☎584-1122）へ

保険料を天引きする前の金額となり、実際の支払額とは異なりますのでご注意ください（記載されている介護保険料は社会保険料として源泉徴収税額の計算対象から控除されています）。

定期予防接種についてのお知らせ

以下の2点にご注意ください。

- 年齢計算について 市で実施する定期予防接種（BCG・ポリオ・三種混合・麻しん風しん混合・日本脳炎・二種混合・高齢者インフルエンザ）の接種対象年齢について、第1期麻しん風しん混合予防接種を例にすると、対象年齢「1歳～2歳未満」とは、「1歳の誕生日の前日～2歳の誕生日の前々日まで（例：平成17年4月1日生まれのお子さんは、平成18年3月31日～平成19年3月30日まで）の間」となります。
- 三種混合予防接種について 初回3回の接種間隔については、3～8週間を守ってください。

この源泉徴収票は、所得税の確定申告の際に添付書類として必要になりますので大切に保管しましょう。もし、源泉徴収票が1月末までに届かない場合や紛失されたときは、住所地を管轄する社会保険事務所で再発行できますのでご相談ください。なお、公的年金以外に収入のある人、また、源泉徴収で受けられなかった控除（生命保険料や医療費など）があるかたは、確定申告が必要です。 ※遺族年金・障害年金を受けているかたは課税されませんので、源泉徴収票は送付されません。 問い合わせ 熊谷社会保険事務所（☎522-5211）、年金ダイヤル（☎0570-07-1165）へ



定期予防接種についてのお知らせ

い。1回目と2回目の接種間隔が3～8週間の範囲を超えた場合は任意接種扱いとなり、接種費用は自己負担となりますのでご注意ください。なお、2回目が任意接種となつた場合でも、2回目と3回目の接種間隔が3～8週の間で接種されれば、3回目は定期の予防接種となります。

問い合わせ 深谷市保健センター（☎575-1101）へ

風邪・インフルエンザを予防しましょう！

冬は、風邪・インフルエンザが流行する季節です。感染予防の基本は、普段から、規則正しい生活、バランスの良い食事、体力の向上に心掛け、抵抗力をつけておくことです。また、日常生活では、以下のことに留意して風邪・インフルエンザを予防しましょう。

風邪・インフルエンザ予防5か条

- ①保温・保湿 寒さや乾燥で鼻やのどの動きが低下すると、ウイルスが気道に入りやすくなります。部屋の温度は20～25度程度とし、湿度は60～80%位に保ちましょう
- ②うがい・手洗い 外出から帰った後は、うがい・手洗いでウイルスや細菌を排除しましょう
- ③睡眠 寝不足で体力が低下すると抵抗力が弱まります。十分な睡眠を取りましょう
- ④ストレスを減らす ストレスを多く抱えていると風邪に感染しやすくなるといわれています。趣味などを通してストレスを減らすよう心掛けましょう
- ⑤禁煙 たばこの煙を吸うと喉の粘膜が傷つけられ、また、刺激を受けて風邪にかかりやすくなります。喫煙者はたばこを控えるようにし、たばこを吸う時は周囲の人に配慮しましょう

風邪（普通感冒）とインフルエンザの違い

項目	風邪（普通感冒）	インフルエンザ
初期症状	鼻やのどの乾燥感およびくしゃみ	発熱、悪寒、頭痛
主な症状	鼻汁、鼻詰まり	発熱、筋肉痛、関節痛
悪寒	軽度、極めて短期	強い
熱および熱型	無いか、もしくは微熱	38～40℃
全身痛、筋肉痛、関節痛	無い	強い
倦怠感	ほとんど無い	強い
合併症	まれに中耳炎、副鼻腔炎	気管支炎、インフルエンザ肺炎、細菌性脳炎、脳症

問い合わせ 深谷市保健センター（☎575-1101）へ

教育委員会では、小・中学校
ごとの通学区域に基づき、就学
すべき学校を指定し、新1年生
に入学通知を送付します。

1月15日(月)発送予定
(1月1日基準日)

なお、特別な事情により下表
の各要件に該当する場合は、保
護者の申請により指定学校の変
更をすることができます。
指定学校の変更を希望される
かたは、申立書に必要書類を添
えて申請してください。

申請期間

- ◎新1年生 11月末日まで (入
学通知をお持ちください)
- ◎新1年生以外で学年当初から
変更を希望する場合 12月
末日まで
- ◎その他 随時 (変更の事由が
生じ次第速やかに)

問い合わせ 学校教育課 (☎
57219578)へ

指定学校変更要件一覧表

要 件	就学を希望する学校(変更先)	指定学校の変更の期間
通院治療を要するなどの場合	教育委員会が適当と認めた学校	教育委員会が必要と認める期間
最終学年である場合	従前から通学していた学校	卒業までの期間
最終学年以外である場合		当該学期の終了までの期間
自然災害などにより一時転居をする場合		元の居住地に転居するまでの期間
住宅の改築などのため、一時転居をする場合		元の居住地に転居するまでの期間
住宅の購入などに際し、融資を受ける条件として住宅完成の前に当該住宅の所在地に住民票を移した場合		実際に転居するまでの期間
おおむね3月以内に住居の新築、購入などにより、転居が確定している場合	転居予定地を学区とする学校	転居の日までの期間
指定学校に特殊学級がない場合	教育委員会が適当と認めた学校	特殊学級が設置されるまでの期間
いじめ、不登校など特別な事情により、転校または指定学校への就学が児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすと認められる場合		教育委員会が必要と認める期間
転居後、おおむね1月以内に実施される学校行事に参加する場合	従前から通学していた学校	教育委員会が必要と認める期間
指定学校(中学校に限る)に希望する部活動がない場合	学区の隣接する中学校(隣接校にもない場合は直近の学区の学校)	卒業までの期間または当該部活動が設置されるまでの期間
指定学校では日本語適応指導ができない場合	教育委員会が適当と認めた学校	教育委員会が必要と認める期間
保護者の勤務形態や疾病などのため留守家庭となり、帰宅後の児童生徒を保護監督する者が不在の場合	下校後の児童生徒を保護する場所に近接する学校	理由が解消するまでの期間
債権の取り立て、家庭不和など特別な理由から、一時的に住民登録をしていない場合	居所を学区とする学校	理由が解消するまでの期間
指定学校の変更を認められた兄弟が通学している学校に就学する場合	兄弟が通学している学校	兄弟が卒業するまでの期間
交通量が多く、危険な道路などを回避させること、または指定学校より近い距離にある学校に就学することにより、通学の安全が確保されると認められる場合	学区の隣接する学校	卒業するまでの期間
その他やむを得ない事情があると認められる場合	教育委員会が適当と認めた学校	教育委員会が必要と認める期間

☞「転居」とは、市内において住所を変更することをいう